

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成19年10月17日京都市条例第14号）（総務局監察室及び教育委員会事務局総務部調査課）

学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行により学校教育法の一部が改正され、条項が移動することに伴い、京都市立小学校条例ほか2条例について、規定を整備することとしました。

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行することとしました。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を
公布する。

平成19年10月17日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第14号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(京都市立小学校条例の一部改正)

第1条 京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

本則第1項中「第29条」を「第38条」に改める。

(京都市立中学校条例の一部改正)

第2条 京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

本則第1項中「第40条」を「第49条」に改める。

(京都市職員の倫理の保持に関する条例の一部改正)

第3条 京都市職員の倫理の保持に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第58条第1項」を「第92条第1項」に改める。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施
行の日から施行する。

(総務局監察室及び教育委員会事務局総務部調査課)